

新型コロナウイルス感染症の影響により感染症危険情報がレベル 2・3 に指定された国・地域への海外渡航を伴う留学についての判断基準

令和 3 年 9 月 6 日  
危機管理本部長裁定

外務省が発出する「感染症危険情報」レベル 2・3 の国・地域への学生の海外渡航を伴う留学については、「大阪教育大学・学生の海外派遣時における危機管理マニュアル」を準用し、延期もしくは中止とすることを基本方針とする。ただし、下記要件を満たす場合に限り、学長は海外渡航を伴う留学を許可することができる。

1. 渡航時期の変更が困難であること。
2. 本人の計画が学修計画上必要不可欠であることを指導教員が認めていること。
3. 渡航先国・地域における最新の感染状況及び防疫措置について本人が十分に把握していること。
4. 渡航先国・地域において、日本からの入国拒否措置が取られていないこと。
5. 渡航先国・地域の大使館が通常通り機能しており、ビザの発給を滞りなく受けられる状況であること。
6. 渡航先国・地域への渡航手段があること。（直行便が望ましい）
7. 渡航先の大学・機関において、留学生の受入体制が取られていることを、受入許可証等により本人が確認していること。
8. 渡航先国・地域における入国時の検査や自己隔離などの防疫・検疫措置、留学先大学・機関での検査や自己隔離などの防疫・検疫措置について本人が確認していること。
9. 渡航期間中に①新型コロナウイルス感染症の感染疑いが生じた場合、②濃厚接触者として指定された場合、③感染した場合に、渡航先国・地域において取るべき行動及び相談先について、本人が具体的に把握していること。
10. 本学からの帰国指示もしくは渡航先国・地域の防疫措置により緊急帰国する可能性があることを理解し、緊急帰国時の行動計画が立てられていること。
11. 都市封鎖時にも居住できる住居の確保（大学敷地内の学生寮の場合は、大学封鎖時にも継続して居住できること）を本人が確認していること。
12. 渡航に際しては「たびレジ」及び「オンライン在留届（ORRネット）」に登録すること。
13. 渡航期間中の新型コロナウイルス感染症を含む疾病に対し、十分な補償が受けられる海外旅行保険（留学先大学・機関が指定する保険がある場合には当該保険）に加入すること。
14. 以上の内容について、本人及びその保証人（父母等）の同意が得られていること。

以上